

p.15 4-3の3段落目冒頭

誤) (2018)

正) (2016)

p. 24 表2-2の第2欄のすぐ右側のセル

誤) 上のセル：教科及び教科の指導法に関する科目 下のセル：遵法に関する科目

正) 上のセル、下のセルを統合し、一つのセルにしたうえで、項目内容を「教科及び教科の指導法に関する科目」のみとする

p. 25 大学が独自に設定する科目の説明部分

(修正)

幼稚園教諭免許状取得にあたっての単位修得方法が規定されている平成29(2017)年改正免許法施行規則第2条第1項表備考第14号は、**小学校、中学校、高等学校の免許状取得の単位が規定されているそれぞれ第3条、第4条、第5条にも読み替えて適用されることになっています。**つまり、条文中の「領域に関する専門的事項」は「教科に関する専門的事項」に関する科目に、「保育内容の指導法」に関する科目は「各教科の指導法」に関する科目に読み替えて条文を読むわけです。**令和3(2021)年3月31日までは専修免許状と一種免許状・二種免許状とでは大学が独自に設定する科目の取り扱いが異なっていました。**

専修免許状の場合は、**令和3(2021)年3月31日までは申請校種・教科の「教科に関する専門的事項」に関する科目か、教職専門科目に該当する科目でなければ、この科目に位置づけることはできませんでしたが、令和4(2022)年4月1日からは、一種免許状、二種免許状と同様に大学が加えるこれらに準ずる科目も開設が可能となりました。**

〈改正前の解釈事例〉

▼教職課程再課程認定等説明会質問回答集(平成30年1月9日版) No.299

Q 専修免許課程の科目を「大学が独自に設定する科目」として開設する場合は新しい区分に再配置する必要があるようだが、明確に区分しづらい科目についてはどのように扱えばよいか。

A 専修免許状科目については、現行法下においても教科に関する科目か教職に関する科目のいずれかの事項に基づいた科目設定となっていることから、再課程認定申請においても大学の判断により、最も近い区分に配置したうえで申請を行う。

※ Aの中の現行法とは平成10年改正法。

~~それに対して、一種免許状・二種免許状の場合は、次の科目を「大学が独自に設定する科目」として位置づけることができます。~~

●~~教科に関する専門的事項に関する科目~~

●~~教職専門科目に該当する科目~~

一種免許状・二種免許状の場合、教科に関する専門的事項に関する科目、教職専門科目に該当する科目は「大学が独自に設定する科目」欄に記載される科目ではなく、それぞれの科目区分において、「法定最低修得単位数」を超えて修得した単位数が「大学が独自に設定する科目」の単位となります。

p. 62 / 図表目次 表 4-2 のタイトル

誤) 表 4-2 事例 2 : 流用元が中学校の免許状で幼稚園の免許状を修得する場合

正) 表 4-2 事例 2 : 流用元が小学校の免許状で幼稚園の免許状を修得する場合

p. 68 図 4-5 介護等体験証明書チェックリスト キャプションの出典に関する記載

誤) (出典 : 令和年度

正) (出典 : 令和 5 年度

p. 152 3. 実地視察 下から 2 行目

誤) 田頭和世 (2014) 「教職課程認定大学 7 実地視察」『東海北陸教師教育研究』第 28 号、pp. 31-39

正) 田頭和世 (2014) 「教職課程認定大学実地視察 (2012 年度) 報告」『東海北陸教師教育研究』第 28 号、pp. 31-39

※正誤表につきましてはナカニシヤ出版のウェブサイトにおきましても公開しております (本書の部分に掲載しております。)